

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成23年6月17日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	藤江 真理子	議員
5番	早川 直彦	議員	6番	近藤 善人	議員
7番	三浦 桂司	議員	8番	平野 龍司	議員
9番	平野 敬祐	議員	10番	近藤 千鶴	議員
11番	一色 美智子	議員	12番	村山 金敏	議員
13番	近藤 恵子	議員	14番	山盛 左千江	議員
15番	杉浦 光男	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	月岡 修一	議員
19番	堀田 勝司	議員	20番	前山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	吉川 勝美 君
議事課長補佐	松林 淳 君	議事課長補佐	石川 晃二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	平野 隆 君
教育長	後藤 学 君	行政経営部長	横山 孝三 君
市民生活部長	神谷 清貴 君	健康福祉部長	神谷 巳代志 君
経済建設部長	鈴木 重利 君	消防長	三治 金行 君
教育部長	加藤 誠 君	行政経営部次長	福井 康夫 君
		兼財政課長	
健康福祉部次長	原田 昇 君	会計管理者	塚本 邦広 君
兼医療健康課長		兼出納室長	
秘書政策課長	伏屋 一幸 君	総務防災課長	神谷 元弘 君

高齢者福祉課長 原田 一也 君 都市計画課長 前田 鑛 君
環境課長 森 弘和 君 監査委員事務局長 犬塚 豊和 君

5. 議事日程

(1) 議案質疑・委員会付託

議案第 36 号 市道の路線認定について

議案第 37 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について

議案第 38 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について

議案第 40 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

(2) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託

議案第 41 号 財産の買入れについて(高規格救急自動車)

(3) 議員提出議案第2号 豊明市議会基本条例の制定について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

三浦桂司議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

おはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局より議案第 41 号の追加提案がありましたので、本日の日程に組み入れることとし、提案説明・質疑を行った後に、所管の建

設消防委員会に付託することといたしました。

また、お手元に配付されておりますとおり、議員より議員提出議案第2号の提案がありましたので、本日の日程に組み入れることとし、提案説明・質疑を行った後に、所管の議会運営委員会に付託することといたしました。

なお、この議員提出議案第2号を審査するための議会運営委員会を6月21日午後1時30分より開催する予定であります。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第36号から議案第40号までの5議案を一括議題といたします。

今期定例会より、議案質疑については通告制を導入することに伴い、案件ごとに通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は同一議員につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付いたしました議案等質疑通告書に沿って行うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おき願います。

さらに、当局の職員においても、答弁は通告の内容に従って簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第36号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

毛受明宏議員。

No.5 ○2番(毛受明宏議員)

議案第36号の市道の路線認定について、1つお聞きをしておきます。

当議案は、平成23年度の重点施策にも上げられており、二村山緑地のウォーキングコース整備において、歩行者の安全を確保するための路線認定でありまして、そこに伴い、隣接する県道阿野名古屋線との公安の関係もかかわってくると思われませんが、そのあたりは当道路認定がなされた場合、どのような展開になっていくのか、1つ聞いておきます。

すみません、よろしく申し上げます。

No.6 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.7 ○経済建設部長(鈴木重利君)

県道阿野名古屋線沿いに値しますので、県道と歩道との安全対策につきましては、ガードパイプで分離し、歩行者の安全を確保いたします。

それから、県道阿野名古屋線の皿池上に信号交差点がございますが、現在、ここに横断歩道がない状況でありますので、道路管理者である尾張建設事務所維持管理課が公安と協議を進め、横断歩道の設置に至る予定になっております。

終わります。

No.8 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、毛受明宏議員の質疑を終わります。

以上で議案第 36 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 37 号についても質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

安井 明議員。

No.9 ○16番(安井 明議員)

それでは、議案第 37 号について質問いたします。

石川市長は、今回の選挙において首長候補の公約のはやりになっている給与半減、減税 10%、議員定数削減の三点セットを公約に掲げ、見事当選をされました。

そこで、質問いたします。

1つ目、市長給与を半減にされた金額の根拠をお示ください。

2つ目、今議会で、議案第 37 号が採択された場合、施行される前の給与については、どのようにされるのかをお伺いいたします。

No.10 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.11 ○市長(石川英明君)

市長給与の半減についてであります。私が半減にした理由であります。

まず1つは、今回の私のマニフェスト、公約について、コストの削減というような公約があるわけでありまして。特に人件費の削減とか、そういうことを行って、多くの部分で痛みを伴

っていくような部分が出るわけでありまして。そのためには私自身、みずからの身を削っていくことが、まず基本であります。

そうした姿勢の中で、改善、コスト削減等を行っていくことが、一つの理由であります。

また、半減にした理由であります。

私は当初、給与と退職金を考えておりました。退職金については、何度も役所を訪れて、そうした削減ができないかということを確認をさせていただいたんですが、そのことができないという理由でありましたので、思い切って給与のほうを半分にしたということでありまして。それが、理由であります。

それからもう一つ問題は、この議会でこの半減が承認をされた場合、つまりは7月から給与が半減になるわけで、今、安井議員が言われたように、4月30日から5、6の3カ月については、半減にならないわけでありまして。

それで、私自身はいろいろ探ってきました。1つは、供託ができないかということでありまして。それから受け取り拒否。

このことは、供託をした時点で、公職選挙法の寄附行為に当たるということで、現在、市会議員のクラスでも供託をされていて裁判になるような状況があるわけでありまして。

こうしたことは、やはり避けていかなければならない。その中で2つほど方向性が出ました。

1つは、この選挙区の中に寄附行為をした場合には、公職選挙法に抵触をするわけでありまして。

具体的な1つ事例を挙げると、ユニセフみたいに選挙民に影響を与えない。もう少し事例を言うなら、日本赤十字に寄附をすると、ちょうどここには会員の方がみえて、そういう選挙等に影響を与える。そのことが寄附行為に抵触をするということでありまして。

だから、1つの方法としてはユニセフ等に寄附をする。もう一つ、方法がありました。

それは私自身が給料をいただいた4、5、6については、半分については今、具体的にどういうふうにしてあるかということは通帳を起こしました。その半分の金額は、そこに入れてあります。

そして、私自身が政治家をやめたとき、また公職をやめたときに、その給与をこの市役所に寄附をしようかなと、そういうふうな考え方で進めていこうというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

No.12 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

安井 明議員。

No.13 ○16番(安井 明議員)

今、市長の説明を聞く限り、この半減にされた数字の根拠を全く感じる事ができませんでした。

コスト削減というのであれば、別に9割減でも結構ですし、8割減でもいいのかなというふうに感じました。

しかし、その中で私個人としては給与半減は反対です。しっかり給与をもらっていただいて、それに見合った仕事をやっていただければ、私はそれで十分だと思います。

それと最近、感じるわけですが、公務にしましても今、裏口から出入りされている。公務をやられるのですから、正々堂々と玄関のほうから出入りしてほしいなというふうに感じました。

ですから、そういった形で私としては、個人的には本当に…。

No.14 ○議長(平野敬祐議員)

安井 明議員、自己の意見ではなく、質疑をお願いいたします。

No.15 ○16番(安井 明議員)

そういうことを感じましたので、そういったことを一言、つけ加えさせていただきました。

答弁のほうは結構です。

No.16 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、安井 明議員の質疑を終わります。

以上で議案第 37 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 38 号については質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 39 号については質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、月岡修一議員。

No.17 ○18番(月岡修一議員)

それでは、議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について、その中の事業仕分け業務委託ですね、195 万 5,000 円の人件費の内容についてであります。以前に説明を受けたときには、構想日本という会社に委託をするという説明を受けました。

構想日本の経営者は市長の友人ということも聞いております。このような構図の中で、市長の友人が経営する会社に業務委託をするということは、市長の一番嫌いな癒着と、市民から受け取られかねない状況ではないかなと思うんですが、まずその点、市長として

どのようにお考えなのか。

それから、6人の社員が派遣されて事業仕分けに参画をされるということですが、この6人の方の1日当たりの費用、いわゆる日当ですね、1人当たり1日幾らという基本的な計算がされているのか。

それから、会場音響設備設置等の30万円というのは、この業務委託の内容の音響設備に関して妥当な金額かどうか。この辺がちょっと理解ができませんが、さらに、会議録作成委託料の21万円というのは、これも一般市場の状況はわかりませんが、一般市場の金額に照らし合わせて妥当なのかどうか。

以上、お答えを求めたいと思います。

No.18 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.19 ○市長(石川英明君)

月岡議員の質問に対して、まず構想日本の方が友人ではないかということですが、友人ではありません。

実を言いますと、本来、お頼みしたのは総理府の事業仕分け人です。その方は私の本当の友人です。海東氏といって、広島市で同じ青年団をやってきた仲間でもあって、その方に、私は総理府の方にお頼みをしたんですが、その方が公務で来れなくなったということです。それで、その方の紹介であって、私はその方は初めての面識の方であって、友人でもだれでもありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

あと、詳しいことについては部長から述べさせていただきます。

以上です。

No.20 ○議長(平野敬祐議員)

横山行政経営部長。

No.21 ○行政経営部長(横山孝三君)

事業仕分け人の日当の件でございます。

私どもで積算させていただきましたのは、1人1日3万円ということで積算をしております。

それから、音響設備についてでございますが、会場が市役所本館3階の第1・第2会議室を想定しております。面積は約200平米でございます。会場全体の傍聴の方に議論の内容が届くように、また、スピーカーやアンプ等の音響設備を設置するものであります。

また、合わせてDVDへの録画など、記録業務の委託も予定しているところでございます。

それから、会議録の作成委託料につきましては、会議の内容を録音して、文字情報に変換するということでございまして、1時間当たり1万円を予定しております。

以上でございます。

No.22 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

月岡修一議員。

No.23 ○18番(月岡修一議員)

まず、人件費の件ですけれども、1人1日3万円という、単純計算すれば月90万円、市長さんの報酬と一緒に金額になってしまうんですけれども、こうやって片や、市民の方は20名から30名ですか、募集して、ボランティアで2日間、計60名ですよ、参画をしてもらおう。

片や、高額な3万円で6名の方がプロとして参画する。非常に違和感を感じるのですが、この辺も幾ら専門家といえ、60名の市民の方がボランティアで2日間参画をされるという状況を説明して、少なくとも半分ぐらいに日当を下げてくださいという努力をしていただく必要があると思うことと、市長は先ほど、構想日本の経営者は友人ではないとおっしゃいましたが、しかし、その海東という総理府の友人から紹介をしていただいたという経緯を考えますと、直接面識はなくても、一般市民から見れば、これは友人という扱いですよ。

もう少しほかに、このような会社を検討されませんでしたか。

お答えを求めます。

No.24 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.25 ○市長(石川英明君)

その海東氏というのは今、総理府の事業仕分けメンバーの一人ですね。

のっぴきならぬ事情があって来れないということで、それについては、どなたでもいいですからご紹介をいただきたいという方が、構想日本の方であったというだけのことなんですね。

だから、面識があったわけでもないし、構想日本という名前も、そのときに初めて聞いたぐらいであって、どういう方を送っていただけるかというのも、本当に近々になるまでわから

なかったということでもあります。

来ていただいて、初めて構想日本という名前を知ったぐらいで、ただ、その方は説明によると、どうも河野太郎氏のときに、無駄遣い撲滅のそうした事業をやってきた何か一人であったようでもあります。

そういう方を紹介いただいて、我々としては知り得たということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

No.26 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、月岡修一議員の…。

No.27 ○18番(月岡修一議員)

議長、答弁漏れですよ。

日当の件と、構想日本以外に同じような事業主体を探さなかったのかと、答弁を求めていますので。

No.28 ○議長(平野敬祐議員)

答弁できますか。

横山行政経営部長。

No.29 ○行政経営部長(横山孝三君)

議員が申されますように、契約の際には下げていただけるように、こちらとしても努力してまいります。

それから2つ目の、構想日本以外ということですが、私どももそういったコンサルタントを探しましたが、該当がございませんでした。現在のところ、構想日本を予定しているところでございます。

以上でございます。

No.30 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、月岡修一議員の質疑を終わります。

続いて、近藤恵子議員。

No.31 ○13番(近藤恵子議員)

平成23年度豊明市一般会計補正予算(第2号)、事業仕分けについて質問いたします。事業仕分けを外部に委託するねらいは。

ほかの自治体の例を見ると、余り効果の上がないところもあるようだが、本市の目標額 3,000 万円を達成する見込みは。

事業仕分けの判定への市民参加の方法について、以下の二通りがあるが、本市はどちらをとるのか。

- 1、仕分け人の中に市民を加え、委託した専門家と市民と一緒に判定する。
- 2、仕分けは外部に委託し、判定は市民が行う。

以上、答弁をお願いいたします。

No.32 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.33 ○行政経営部長(横山孝三君)

まず、事業仕分けを外部に委託するねらいでございます。

本市では、これまで第5次行政改革大綱に基づいて、第1次アクションプラン並びに第2次アクションプランを実施していく中で、行政の無駄の排除、また、効率化を進めてまいったところでございます。

それに加え、さらなるコスト削減を行うために、外部から仕分け人に来ていただきまして、市民の方々の参加を得ながら、今までにない新たな目で、本市の行政をチェックしていただくということでございます。

それから、目標額がクリアできるかということでございますが、滋賀県の高島市では、事業仕分けによって予算総額の1割を超える 20 億円の歳出削減がなされたということ。

それから愛知県では、常滑市が約2億 3,000 万円、高浜市が 3,500 万円となっております。

本市においては、外部の厳しい目によって、不要な事業を削減できればと思っております。

目標額の 3,000 万円につきましては、対象事業や判定結果にもよりますが、できるだけ達成してまいりたいと考えております。

それから、事業仕分けの判定の方法についてでございます。

どちらをとるのかということで、1番が、仕分け人の中に市民を加えて、委託した専門家と市民と一緒に判定するという方法。

それから、仕分けは外部に委託して、判定は市民が行うという方法でございますが、本市といたしましては、仕分け人による判定と市民判定人による判定の併用方式で行いたいと考えております。

以上でございます。

No.34 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

近藤恵子議員。

No.35 ○13番(近藤恵子議員)

すみません、今の最後の項目なんですけれども、それは、併用というのは、同時に1番の仕分け人の中に市民を加え、一緒に判定するということとは違うんですか、やり方が。そのこのところの説明をお願いいたします。

No.36 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.37 ○行政経営部長(横山孝三君)

1番の仕分け人の中に市民を加えという格好ではなくて、仕分け人は仕分け人で判定をしていただく。また、市民は市民で判定をしていただくという併用方式をとって行いたいと考えております。

以上でございます。

No.38 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

続いて、藤江真理子議員。

No.39 ○4番(藤江真理子議員)

同じく議案第 39 号 豊明市一般会計補正予算書(第2号)についてお聞きします。

初めに、通告書では1、2、3、4とあるんですけれども、1と2をまとめてお聞きします。

1つ目、仕分け対象となる事業の数は 20 ぐらいを想定していると聞いておりますが、その事業はだれがどのように選ぶのですか。その中に市民を入れる考えはあるのでしょうか。

次に、事業仕分けを実施する 10 月下旬までのスケジュール、大まかな流れをお答えください。

最後に、仕分け結果の公表はどのように行いますか。また、その予算はどこに含まれているのですか。

お答えをお願いします。

No.40 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.41 ○行政経営部長(横山孝三君)

まず、対象事業をだれがどのように選ぶのかというご質問でございます。

対象は約20項目になろうかと思いますが、7項目の抽出基準によって各課で抽出するもの、職員個人が抽出するものがございます。そして、経営戦略会議の下部組織でございます経営戦略推進室で抽出するものと合わせまして、最終的に経営戦略会議で決定するものでございます。

次に、市民を交えて事業の選択をしてはどうかということでございますが、最近、安城市でそのような方法をやられているということは承知しております。

しかし、豊明市の場合は、来年度の予算に反映させるということが必要でございますので、最低限10月末までに仕分けを完了する必要があるということで、この補正予算をお認めいただければ、早急に仕分け事業を確定して、仕分けシートの作成などの準備をしなければならぬということで、今年度におきましては、市民の参加による事業の選定というものは考えておりません。

続きまして、10月までのスケジュールにつきまして申し上げます。

10月までのスケジュールは、まず7月初旬までに20項目の絞り込みを行います。そして、それが確定した後、その1事業ごとに説明シートを作成いたします。

8月に入りますと、8月の下旬にシートの点検を行って、9月にはそのシートを完成させるということと、当日の説明資料の作成を開始いたします。

10月には、リハーサルである模擬仕分けを行って、10月下旬に本番を迎えるという段取りをしております。

それから、仕分けの公表をどのようにするかということでございますが、行政改革推進委員会に報告するとともに、市民の皆さんに対しましては、広報やホームページに掲載して周知を図りたいと考えておりますし、これにかかる経費につきましては、行政改革推進委員会分としては5万5,000円でございますが、その他については経費はかからないということでございます。

以上で終わります。

No.42 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、藤江真理子議員の質疑を終わります。

以上で議案第 39 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 40 号については質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案5件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

以上で日程1を終わります。

日程2、議案上程・提案説明・質疑・委員会付託に入ります。

議案第 41 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

三治消防長。

No.43 ○消防長(三冶金行君)

議案第 41 号 財産の買入れについてご説明をいたします。

下記のとおり財産の買入れをするものでございます。

1 物 品 名 高規格救急自動車

2 納 入 場 豊明市消防本部
所

3 数 量 1台

4 買 入 金 2,541 万円
額

5 買 入 豊明市阿野町池下 92 番地2
先

愛知トヨタ自動車株式会社豊明営業所
営業所長 長谷川徹

6 契約の方法 6社の指名競争入札でございます。

この6社につきましては、お手元に配付させていただきました資料、入札参加業者一覧のとおりでございます。

提案理由であります、高規格救急自動車を買い入れるために必要があるからでございます。

具体的には、現在の高規格救急自動車は、平成 11 年度に配備したものであり、長年の使用により更新するため、買入れするものでございます。

終わります。

No.44 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.45 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、議案第 41 号の質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第 41 号は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、所管の建設消防委員会に付託いたします。

以上で日程2を終わります。

日程3、議員提出議案第2号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

安井 明議員、登壇にて説明を願います。

No.46 ○16番(安井 明議員)

それでは、議長よりご指名がありましたので、議員提出議案の説明を申し上げます。

議員提出議案第2号 豊明市議会基本条例の制定についてを、地方自治法第 112 条第 2項及び豊明市議会会議規則第 14 条の規定により提出するものであります。

この案を提出するのは、豊明市議会の運営及び議員に係る基本事項を定める必要があるからであります。

内容につきまして説明をさせていただきます。

豊明市議会基本条例。

まずもって前文におきまして、条例制定の趣旨を説明しております。

地方分権の進展に伴い、市議会の果たすべき責務が重要性を増している中で、市議会及び議員は、より一層の市民からの信頼に応えるため、政策立案及び提言等を積極的に行うことができる政策形成機能の向上を図るため、市議会の活動原則等の基本的事項を明らかにし、さらなる機能発揮を目指すため、この条例を制定するものであります。

まず第1条は、本条例の目的について規定しております。

市議会の運営及び議員に係る基本事項を定めることにより、市議会がその機能を発揮し、市政の発展並びに市民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的としております。

第2条は、基本原則であります。

市議会は、市政を監視し、けん制する機能を十分に発揮するとともに、3つの基本原則に基づき議会活動を行うものであります。

第3条は、議員活動の活動原則であります。

議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員としての資質の向上

に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めるものとしております。

第4条は、会派を形成することができるというものであります。

第5条は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年としております。

第6条は、議員と市長等の関係を述べております。

第7条は、反問権であります。

これは、議員の質問に対し答弁をする者は、論点を明確化し議論を深める目的で反問できることといたします。

第8条は、議会審議における論点情報の形成であります。

市長が提案する政策について、論点となる情報を形成し、政策水準を高めることに役立てるため、市長に対し、必要な説明資料等の提出を求めることができることといたしました。

第9条は、予算及び決算における政策説明であります。

これは、予算、決算の審議において、わかりやすい政策説明資料等の提出を求めることができる内容であります。

第10条は、委員会の活動について。

第11条は、政務調査費についてであります。

第12条は、市民との情報共有であります。

これは、市民に対し情報を公開し、市民との情報の共有に努めるものであります。

第13条は、議会報告会であります。

議会活動について市民等に対し報告等を行う場を設け、情報提供及び情報共有に努めるものであります。

第14条は、市議会広報の充実であります。

情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が市議会と市政に関心を持つよう市議会の広報活動に努めるものであります。

第15条は、議員研修の充実について。

第16条は、議会図書室の充実についてであります。

第17条は、議会事務局の体制強化であります。

議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び立法機能の充実強化を図るよう努めるものであります。

第18条は、議員定数について。

第19条は、議員の政治倫理についてであります。

第20条は、条例の位置付けであります。

この条例は、市議会運営における基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と整合を図らなければならないものとしております。

第 21 条は、条例の見直しであります。

この条例の施行後、市民の意思や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討し、所要の措置を講じなければならないとしております。

附則として、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、議員全員の賛同をお願いして、提案理由の説明を終わります。

No.47 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.48 ○5番(早川直彦議員)

第2条の3に、市議会が合議制機関と書かれていますが、合議制機関とはどのように考えているのでしょうか。

パブリックコメントや市民の意見を広く聞かず、市民不在で条例制定をした理由と、条例施行が平成 24 年 4 月 1 日であり、9カ月もまだあるのに急ぐ必要があるのですか。お答えください。

No.49 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

安井 明議員。

No.50 ○16番(安井 明議員)

まず、市議会の合議制というものは、どういうものかということですが、やはり市議会というのは、開かれた議会ということで、市民の気持ちを議会に反映していく、そういうことだと思えます。

それから今、ちょっと早口だったので聞き取れなかったわけですが、まず、24 年 4 月 1 日に施行されるのに、今からそう慌てて決めなくてもいいんじゃないかという話ですが、これにつきましては、これからまだ、細則の部分を今後 10 カ月ぐらい時間をかけて、十分に議員の中で議論をして決めていきたいと。そのためには、それぐらいの時間が今後必要になってくるということでもあります。

それから、3点ぐらいあったと思うんですが、あと何でしたか。

後は、伊藤議員のほうから答弁させていただきます。

No.51 ○議長(平野敬祐議員)

伊藤 清議員。

No.52 ○17番(伊藤 清議員)

市民不在ということでありますけれども、今回、まず議会のあり方を変える第一歩を踏み出すということで、まず市民の皆さんに対して議会報告会等を通じて、積極的に情報公開をしていくと。

さらには、議会の広報、議会だよりのあり方につきましても、ここに明記をしておりますけれども、早急に見直しをしたいと。

それから、議会の中継等についても、早急に進めてまいりたいと。

このことについては、多くの市民の方からご要望をいただいております。やれることから、まずやっつけよう。

また、この条例は今、最低限必要なものを盛り込んでおりますけれども、今後の議会報告会等の中で、さまざまな市民の皆様からご意見をいただいて、第21条にございますように、見直すべきは見直していくということで、義務化をしているところでございます。

そうしたことで、市民不在というふうには思っておりません。

さらには、大変回転のよい市長さんですので、今回の一般質問でも既に、反問権は認められていないけれども、まあ利用されているようなところがございまして、市長さんの反問に対して条例で根拠づけをしようと、今やれるべきことをやろうということでありませう。

No.53 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.54 ○5番(早川直彦議員)

合議制とは、住民の目の届きやすい場所で、住民にかわってさまざまな意見が表明され、相互の批判と反論、説得と納得の過程を経た上で、最終的に一つの意思に確定されるものであります。

合議制機関を唱えるなら、なおさら、議員全員でこの議会基本条例をつくり上げていく必要があるのではないのでしょうか。お答えください。

No.55 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

伊藤 清議員。

No.56 ○17番(伊藤 清議員)

ちょっと勘違いをしてみえるんですけども、この合議制機関というのは、基本的には地方自治法上、議会というのは審査機関という位置づけがなされておりまして、これまでは議員間のそうした議論というのがなかったんですが、今後においては、議会もしくは委員会の中で、議員間でそれぞれ議論をしてみようということでもあります。

以上。

No.57 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

近藤善人議員。

No.58 ○6番(近藤善人議員)

この議会基本条例というのは、ほとんどの皆さんはご存じのように、平成 18 年に北海道栗山町で初めて制定、施行され、全国に広がりました。

そして、他の自治体のモデルにもなっています。

2011 年3月8日現在、全国で 168 の自治体で制定され、施行されております。

栗山町はもちろんですが、このうちのほとんどの自治体の条例に、市民と議会の関係という章が記されています。

いいですか、ここが一番重要なところですよ。市民と議会の関係というのは、市民とともに考え行動する議会でないといけないということです。

この条文が、すべての自治体とは言いませんが、ほとんどの自治体の条例に盛り込まれています。ですが、これほど重要な条文が、本市の条例案のどこを見ても入っていないのはなぜですか、お聞かせください。

No.59 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

伊藤 清議員。

No.60 ○17番(伊藤 清議員)

議案質疑ですので、ないことを問われても非常に答えにくいんですが、ただ、おっしゃられたような趣旨は、十分踏まえているというふうに認識をしております。

例えば、市議会広報の充実、広報のあり方を考えていく。さらには市議会だよりのあり方を変えていく。まずは議会のあり方を知っていただく。知っていただいた上で、議会報告会等でさまざまご意見をいただく。非常にこれまでの議会とは違って、市民と議会の距離が縮まるものと考えております。

趣旨については、全くそのとおりで反映しているというふうに考えております。

No.61 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

近藤善人議員。

No.62 ○6番(近藤善人議員)

では、本市の議会基本条例は一体だれのための条例なのか。

もう一つ、では、なぜ条文から外したのか、お答えください。

No.63 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

伊藤 清議員。

No.64 ○17番(伊藤 清議員)

お答えします。

まず、外したということではございません。趣旨については十分、そういったことで盛り込んであるというふうに考えております。

だれのためかと言いますと、もちろん市民のためでありまして、これまで以上に議会が市民の前に出ていくことによって、それぞれ議員の資質向上につながるであろうと。議員の資質向上は、すなわち市民の福祉の充実、市の発展につながるというふうに考えております。

以上。

No.65 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.66 ○13番(近藤恵子議員)

第5条の通年議会の件についてお尋ねします。

通年議会のメリット、デメリットについては、どのようにお考えですか。

また、通年議会を議論するときに、多くのところでは同時に、今後、議員がプロでいか、アマチュアを目指すかという議論が行われています。

今回、この通年議会を取り入れるに当たり、提案者は議員のプロ化を目指していると考えてよいのでしょうか。

No.67 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

安井 明議員。

No.68 ○16番(安井 明議員)

今、通年議会のメリットとデメリットということなんですが、私がいろいろ勉強させてもらった中では、デメリットというものは余りないということです。

強いてデメリットがあると言え、多少、議員が活動する日数が増えてくるという中で、報酬を上げてほしいというような話が出るかもしれないというようなことは聞いております。

あとメリットについては、例えば緊急を要する事案が発生した場合、議長の判断ですぐに議会が開催できる。

また、審議の迅速化が図られる。

それから、常任委員会の設置や調査活動、議案提案などが、今までの制限を超えて、必要なときにできるようになるということです。

またそれと、従来の専決処分を減らすこともできるということでもあります。

また、地域の議会活動の活動中の災害も補償されるということでもあります。

議員のプロ化ということですが、これも私どもが当時、市政クラブの勉強会を開催して、講師に野村さんという方を呼んで、いろいろ勉強会を開催しました。

その中で、議員は逆にプロであってはだめだよと。あくまでも市民の代表だから、議員はプロになってはだめだということをお勉強させていただきましたので、プロ化ということは考えておりません。

以上です。

No.69 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.70 ○13番(近藤恵子議員)

今の通年議会のことで、通年議会になると当然、今おっしゃられたとおり、議会活動の日数が増えます。兼業が難しくなるということで、私が調べた限り、ほとんどのまちでは通年制をとるときに当たり、議員は今までのようなアマチュアではなくプロになって、もっと政策立案に精通した者になるということがありましたので、その辺に関して、通年議会になるとそういう変化があると思われませんが、そういうことを市民が求めているかどうかということについては、調査されていますでしょうか。

また今後、そういった今の報酬を上げてほしいというような要求が出たときには、どういった対応をされていくおつもりで、この条例が考えられているのでしょうか、教えてください。

No.71 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

伊藤 清議員。

No.72 ○17番(伊藤 清議員)

お答えをします。

まず、プロか、アマかと、どちらかに分けるという考え方は毛頭ございません。

基本条例の前文にございます地方分権の進展の中で、議会及び議員の政策立案及び提言等を積極的に行い、政策形成機能、また能力の向上を図るということを目的にしているわけでありまして、プロか、アマか、どちらかを指すという考え方ではございません。

それから、報酬アップについては、他市町でそういう議論が一部あったということでありまして、本市でそういう議論が出てくるということは想定をいたしておりません。

以上。

(答弁漏れの声あり)

No.73 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

ほかに…。

(答弁漏れですの声あり)

No.74 ○議長(平野敬祐議員)

プロ化を市民が求めているかどうかという答えはあったようなふうに思いましたけれども、伊藤 清議員、補足できますか。

No.75 ○17番(伊藤 清議員)

市民も同じようにプロか、アマかということではなくて、議員個々の資質の向上、政策形成能力の向上ということを期待しているというふうに思っております。

No.76 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

これにて、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議員提出議案第2号については、豊明市議会会議規則第37条の規定により、所管の議会運営委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま、各委員会に付託されました議案審査のため、明6月18日から6月27日までの10日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.77 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、明6月18日から6月27日までの10日間を休会とすることに決しました。

6月28日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時50分散会